

広島市住居表示審議会（安佐南区沼田地区）会議要旨

1 開催日時・場所

平成26年3月17日（月）15:00～16:15
広島市役所 本庁舎14階 第7会議室

2 出席委員氏名（50音順、敬称略）

20人中19人出席

青木 信明、秋野 征治、網本 孝逸、粟屋 正治、池田 範秋、上垣内 保之、尾坂 睦晴、
梶山 正治、上山 彰、國田 晃司、國光 隆寛、桑原 一之、佐々木 緑、菅原 辰幸、谷本
敏征、土居 裕美子、松下 整、三谷 幸信、村田 英昭

3 公開・非公開の別

公開

4 会議資料

別添のとおり。

5 会議の内容

(1) 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長に菅原委員を、副会長に土居委員をそれぞれ選出した。

(2) 審議

議題：「安佐南区沼田地区の町の区域の設定等について」

〈審議結果〉

広島市から審議会に諮問し、諮問案について審議を経た結果、「諮問案どおり決定することを
適当と認める」旨を答申することとした。

〈主な意見等〉

○事務局

1 「安佐南区の概況」「安佐南区沼田地区の概況」「今回の諮問地区の概況」「沼田地区の沿革」
について説明

2 これまでの経緯について説明

3 諮問案について説明

(1) 「町の区域の設定等について」

基本町名のうち、既に地区の全部について住居表示を実施済の「伴南」を除く、「伴東」、
「伴中央」、「伴西」、「伴北」、「大塚東」及び「大塚西」の住居表示を実施するため町の区
域の設定等を行う。

これらの町界は、西風新都住居表示実施基準に基づき、道路、水路などを用いて町界と
している。

「伴東」地区では、伴東一丁目、六丁目及び八丁目については、すでに住居表示を実施

しており、今回は伴東二丁目から五丁目及び七丁目を新たに設定し、「伴東」地区において住居表示を実施する市街地の区域外となる区域の町名を「伴東町」に変更する。

「伴中央」地区では伴中央一丁目から七丁目を新たに設定する。

「伴西」地区では、伴西四丁目から六丁目を新たに設定する。また、伴西一丁目から三丁目については、すでに住居表示を実施しているが、伴西二丁目及び三丁目は、町の区域を拡大する。なお、住居表示を実施する市街地の区域外となる区域の町名を「伴西町」に変更する。

「伴北」地区では、伴北四丁目から六丁目を新たに設定する。なお、伴北七丁目については、すでに住居表示を実施している。この地区は、住居表示を実施する市街地の区域内にもかかわらず、形態が明らかでないなどにより「沼田町大字伴」のままとする区域を含んでおり、「保留地区」と表示している。また、住居表示を実施する市街地の区域外となる区域の町名を「伴北町」に変更する。

「大塚東」地区では、大塚東二丁目を、「大塚西」地区では大塚西一丁目及び二丁目を新たに設定する。なお、「大塚東」地区の大塚東一丁目及び大塚東三丁目、「大塚西」地区の大塚西三丁目から七丁目はすでに住居表示を実施しているが、大塚東一丁目及び大塚西三丁目は、町の区域を拡大する。

また、住居表示を実施する市街地の区域外となる区域の町名を「大塚東」地区では「大塚東町」に、「大塚西」地区では「大塚西町」に変更する。

(2) 字の区域の廃止について

町の区域の設定等に伴い、この区域内の2大字231小字について廃止する。

(3) 町の区域を設定する区域について

新たに町の区域を設定する区域の字名を町名ごとに示している。

(4) 町の区域を変更する区域について

町の区域を変更する区域の字名を町名ごとに示している。

(5) 町の区域を設定する区域の面積について

新たに町の区域を設定する区域の面積を町名ごとに示している。合計面積は964万3千平方メートルになる。

(6) 町の区域を変更する区域の面積について

町の区域を変更する区域の面積を町名ごとに示している。変更する区域の面積の合計は47万平方メートルになる。

(7) 字の全部を廃止する区域及び地番筆数状況について

2大字、214小字の区域の全部を廃止する。合計の筆数は、31,717筆となっている。

(8) 字の一部を廃止する区域及び地番筆数状況について

今回の町の区域の設定等に伴い、1大字、17小字の区域の一部を廃止する。合計の筆数は、3,335筆となっている。

○第3号委員

町界は、道路とか河川を用いて決めると聞いている。伴東地区では山陽自動車道より東側は、すべて伴東町になると聞いていた。図面でもほとんどの区域が伴東町となる中、沼田高校あたりは既に伴東六丁目となっているがこれはどういうことなのか。

○事務局

「伴東」地区の伴東一丁目、六丁目及び八丁目については、市街化区域で既に住居表示を実施しており、今回は伴東二丁目から五丁目及び七丁目を新たに設定するものである。

○第3号委員

今回の住居表示に至るまでの経緯の説明の中で、平成6年に町内会長等が集まって審議をしたということだが、どういうことか。

○事務局

地元との調整の進行状況は、まず平成6年から地区全体の基本町名とその配置について、地元関係者の方々と協議を重ねて、平成8年2月6日に安佐南区選出の市議会議員、地元代表者、学識経験者、開発事業者等で構成する西風新都町界町名整理安佐南区域協議会において、基本町名の原案を決定していただいた。

次に住居表示の実施にあたっては、その都度、新しい町界町名を地元の説明をして了解を得て、新規開発団地においては竣工に合わせて実施してきている。

この度の町界町名については、平成24年8月から、地元の21町内会の方々に説明会を行ってきた。いろいろ御意見をいただき、その都度調整をしながら、最終的に昨年、地元の合意形成を図っていただき、この度の住居表示審議会にて審議していただくこととなったものである。

○第3号委員

町界設定は、河川とか道路とかを用いて決められるのだと思うが、資料にそのような説明が載っていない。資料の最初にでもそのような基本理念や考え方の説明があったほうが良いと思う。その後、具体的にはこのような区割りになったとの説明がしやすいと思う。

○事務局

町界の設定は、原則として道路、河川、水路、恒久的な施設、その他地物によって定めるというのが基本的な考え方である。今後の資料作成の参考意見とさせていただく。

○第3号委員

町名が変わることで住民が一番心配しているのは、その煩雑さとかではなく、小学校区の変更である。

現在の伴小学校は、伴北地区の団地から通う児童が増え、プレハブを増築して対応している状態である。いずれ、孫や曾孫の世代では、伴東地区は現在の伴小学校区から伴東小学校区へ編入されるのではないかと非常に心配しておられる。もしそうなったら、通学距離は伸びる、大きな道路を2本も3本も渡って通うことになるので危険である。この場で確約はできないとは思いますが、お聞かせ願いたい。

○事務局

今までも住民の方から、小学校区はどうなるのか、という御心配の声をたくさんいただいて

いる。住居表示の町界というのは、学区もそうだが、町内会等地域活動の区域と一致するものではない。住居表示がこうなったから、町内会が変わるとか、小学校区が変わるとかということにはならない。小学校の学区割りについては、将来的にも絶対変更されないというお約束はできないが、そういう状況になれば、教育委員会から住民の方への説明があると思う。町内会と学区と住居表示はそれぞれ別物ということを御理解いただきたい。

○第3号委員

今後のプロセスがどのように進行していくのかとおそらく住民が尋ねてくる。従って、そういう過程を、いつどのようにされるのか、例えば会社関係では、名刺一枚から変えていかなければならない。こういう質問を受けた場合、どう返答するのか。今後の計画がいつ出てくるのかお聞かせ願いたい。

○事務局

安佐南区役所で、今年度から来年度にかけて、現地調査、新住所の各家庭への通知、番号設定等の業務を、現在業者へ委託して行っている。

最終的には街区表示板を貼ったり、住居番号板を各家庭にお配りして貼っていただくことになる。

それに至る過程について、結論を先に言うと、来年2月に住居表示の実施を予定している。

それまでには、法的にいくつか得なければならない手続きがあり、まず、本日審議会です承をいただいたら、新しい町界町名の案を30日間告示しなければならないことになっており、6月ごろを予定している。

これを行った上で、9月議会に町の区域の設定議案というものを提案する。さらに、町の区域の設定が決定したことを受けて、沼田地区の住居表示に関連する条例の改正議案を12月の市議会に提出する。

○第3号委員

公示はわかるのだが、各町内会、各家庭への連絡はどうなるのか。町内会へ加入されていないアパートやマンションなどはどうなるのか。

○事務局

実施日は、先程説明があったように、来年2月を予定している。概ねその3～4箇月前までに各世帯・事務所の方へ、新しい住所を記載した物を通知する。

○第3号委員

会社関係はいつごろやられるのか。

3～4箇月前だと会社関係は大変である。名刺、伝票の準備。これにかかる予算の用意。膨大なお金がかかる。たった3～4箇月で膨大なお金をかけて、看板の架け替えなどもやらないといけない。見込みが甘いのではないか。

○第3号委員

区役所の方で、今後のスケジュールや今言われたような会社関係をどうするか、というよう

なことをもう少しつめて、文書で説明してもらいたい。各町内会にも不安に思っている方がたくさんおられるようであるし、会社関係もここらあたりがあって住居表示に反対された方もたくさんおられる。特に理解をしてもらわないといけない。議会のスケジュールはこれとして、今後の対応策を早いうちに町内会と協議してもらいたい。

○会長

委員さんは、企業も住民であり、極力迷惑がかからないよう援護しなさいよとそういうことをおっしゃられたのだと思う。市の方にはご検討をお願いしたい。

○事務局

了解した。

○会長

部分的な要望はいろいろ出されたが、諮問案について基本的に何か修正するとかいうことはないように見受けられた。

皆さん、原案どおりでよろしいか。

○各委員

異議なし。

○会長

では、皆さん賛成ということで、原案どおり答申させていただきたいと思う。

以上で審議を終了する。ありがとうございました。